# 船橋市地域活動支援センター指定管理者募集要項 (案)

令和7年6月 船橋市保健所 保健総務課

## 目 次

募集要	· 項等一覧表	4
船橋市	「地域活動支援センター指定管理者募集要項	5
1 推	旨定管理者が行う管理運営の基本方針	5
(1)	)船橋市地域活動支援センターの役割	5
(2)	)船橋市地域活動支援センターの管理の基本方針	5
2 旄	- 直設の概要	6
3 指	音定管理者が行う業務	6
4 旅	<b>歯設の開館時間等</b>	7
(1)	開館時間について	7
(2)	休館日について	7
(3)	開館時間、休館日の変更等について	7
5 指	<b>旨定期間</b>	8
6 質	     	8
(1)	利用料について	8
(2)	実費相当分の料金等について	8
(3)	指定管理料について	8
(4)	修繕について	9
(5)	物品について	9
(6)	事業所税について	9
7 リ	「スク分担	1 0
8 業	<b>诶務評価</b>	1 0
(1)	業務評価について	1 0
(2)	労働関係法令の遵守状況の確認について	1 1
(3)	改善指導と指示について	1 1
(4)	評価結果の公表について	1 1
(5)	指定の取消し及び業務の一時停止について	1 1
9 7	との他管理運営にあたっての留意事項	1 1
(1)	法令等の遵守について	1 1
(2)	損害賠償請求等への対応について	12
(3)	苦情等への対応について	12
(4)	事故及び災害等への対応について	12

(	5)	職員研修の実施について	1	2
(	6)	個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開	1	2
(	7)	文書等の管理保管	1	2
(	8)	利用者の声の把握	1	3
(	9)	監査等への協力	1	3
(	1 (	0) 本市への報告等	1	3
(	1 1	1) 災害等発生時の対応協力について	1	3
(	1 2	2) 障害者差別解消に係る配慮	1	3
(	1 3	3) 救護体制の強化について	1	3
1	0	指定管理者募集に関する事項	1	4
(	1)	スケジュールについて	1	4
(	2)	指定管理者の募集手続きについて	1	4
	(]	〕募集要項の配布	1	4
	2	②申請者説明会・現地見学会	1	5
	(E	③募集要項等に関する質問	1	5
(	3)	申請資格	1	6
( .	4)	申請の手続きについて	1	6
	(]	D申請書類	1	6
	(2	②提出書類の言語等	1	7
	E	③申請書類の受付	1	7
	4	①注意事項	1	7
	(	5失格事項	1	8
	(	③申請における留意事項	1	8
1	1	指定管理者候補者の審査・選定等	1	9
(	1)	指定管理者選定委員会の設置について	1	9
(	2)	選定委員会による審査について	1	9
		D出席者		
	(2	②発表方法	2	0
	E	③面接審査の日時等	2	0
•	,	審査のポイントについて		
( .	4)	評価基準	2	1
	(]	D書面審査評価基準	2	1
	0	②面接審查評価基準	2	1

(5)	順位付けの方法	2 2
(6)	審査結果の通知及び公表について	23
(7)	協議の開始について	23
(8)	指定管理者の指定について指定管理者の指定について	23
(9)	指定相談事業所の指定申請について指定相談事業所の指定申請について	23
(10	)次順位者の取り扱いについて	23
1 2	指定管理者との協定の締結	2 4
1 3	指定の取消し等	2 4
(1)	指定管理者による管理業務が不適切と認められる場合	2 4
(2)	指定管理者からの協議による場合指定管理者からの協議による場合	2 4
(3)	不可抗力等による場合	2 4
(4)	指定取消し等にかかる損害賠償について	2 4
1 4	業務の引継ぎ	2 5
(1)	指定開始前の引継ぎについて指定開始前の引継ぎについて	2 5
(2)	指定終了時の引継ぎについて指定終了時の引継ぎについて	2 5
(3)	引継ぎに要する費用について	2 5
1 5	問合せ先及び申請書類提出先	2 5

#### 募集要項等一覧表

船橋市地域活動支援センター指定管理者募集要項(本紙)

#### 添付資料 (資料1) 利用状況 (資料2) 簡易平面図 (資料3) 業務仕様書 (資料4) 複合施設における施設別基本開館時間一覧表 (資料5) 自主的な取組み及び事業の一覧表 (資料6) 物品一覧表 (資料7) 報告書一覧表 管理業務従事者【通知・変更通知】書 (資料8) 管理業務委託【承認·変更承認】申請書 (資料9) (資料10) 管理業務委託状況【報告・変更報告】書 個人情報取り扱い事務に関する【報告・変更報告】書 (資料11) (資料12) 法的選任関係【報告‧変更報告】書 苦情受付書·苦情受付通知·苦情解決結果報告書 (資料13) (資料14) 災害・事故等【発生・経過・完了】報告書 施設・設備等に係る滅失損傷報告書 (資料15) (資料16) 施設・設備等滅失損傷に係る修繕実施報告書 (資料17) 月別利用状況及び管理業務実施状況報告書 (資料18) 年度利用状況及び管理業務実施状況報告書 (資料19) 備品設置依頼 (資料20) 備品設置報告書 (資料21) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領 船橋市自動体外式除細動器 (AED) の設置及び管理に関する指針 (資料22) 申請書類 (申請書類1) 申請者説明会・現地見学会参加申込書 (申請書類2) 質問書

- (申請書類3) 船橋市地域活動支援センター指定管理者指定申請書
- 船橋市地域活動支援センター事業計画書(収支予算を含む) (申請書類4)
- (申請書類5) 法人等概要書
- 誓約書 (申請書類6)
- (申請書類7) (申請時) 労働条件チェックシート
- (申請書類8) 法人等の役員名簿
- (申請書類9) 市税納付確認書
- (申請書類10) 船橋市地域活動支援センター指定管理者指定申請辞退届

#### 船橋市地域活動支援センター指定管理者募集要項

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、 公の施設の管理運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図 るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、地方自治法第244条の2 に定められています。

船橋市(以下「本市」という。)は、船橋市地域活動支援センター条例(平成17年船橋市 条例第13号)第4条の規定に基づき、船橋市地域活動支援センターの設置目的をより効率 的・効果的に達成し、市民サービスの向上を図るため、指定管理者を募集します。

なお、募集要項は、4ページの一覧表のとおり、本紙の他、添付資料及び申請書類から構成されており、これらは募集要項と一体のものです。(以下「募集要項等」という。)また、本募集要項等については、申請のための検討以外の目的で使用することはできません。

募集要項等に記載された内容は、特に記載されたものを除き、令和7年4月1日現在のものです。

#### 1 指定管理者が行う管理運営の基本方針

#### (1) 船橋市地域活動支援センターの役割

地域で生活する精神障害者に対して、日常生活の支援、日常的な相談への対応や、創作的活動、生産活動の機会の提供及び社会との交流活動などを行うことにより、精神障害者が安心して健康で明るい生活が送れるよう、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加促進に寄与する役割を有しています。

### (2) 船橋市地域活動支援センターの管理の基本方針

船橋市地域活動支援センターは、本市が設置する「公の施設」です。上記(1)の船橋市地域活動支援センターの役割や公の施設としての特性を理解し、下記に掲げる事項に従って管理運営を行うものとします。

- ①公の施設であることを念頭において、管理意識をもって公平な管理運営を行うこと。
- ②精神障害者個々の能力に応じたきめ細かい支援が行えるよう配慮するとともに、利用者 等からの意見、苦情には適切に対応すること。
- ③施設を常に清潔に保つとともに、使用者等に対するサービス向上を図り、使用者にとって快適な施設であることに努めること。
- ④感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めること。
- ⑤適切な広報活動を行うなど、施設の利用促進を積極的に図ること。
- ⑥魅力ある事業の実施に努めるとともに、常に効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- (7)秘密の保持及び個人情報の保護を徹底すること。
- ⑧市をはじめとする行政機関、精神科をはじめとする医療機関、精神障害者の保健福祉の 増進を目的とする各種関係機関、団体、事業所等との密接な連携に努めること。

#### 2 施設の概要

#### 船橋市地域活動支援センター(地域活動支援センターI型)

所在地	船橋市北本町	船橋市北本町1丁目16番55号(船橋市保健福祉センター内)	
建物概要 開設年月日 平成27年10月1日		平成27年10月1日	
	構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階	
		(地域活動支援センターは3階の一部)	
	延床面積	13, 876 m²	
		うち船橋市地域活動支援センター専用部分	
		283.9㎡ (屋上ガーデンを含まず)	
施設内容	事務室、相談室、談話室、指導室、和室(静養室)、調理実習室、		
	訓練室		
併設施設	船橋市保健所、中央保健センター、中部地域包括支援センター、		
	夜間休日急病診療所、休日急患歯科診療所、家庭児童相談室、		
	こども発達相談センター、在宅医療支援拠点ほか		

#### 3 指定管理者が行う業務

船橋市地域活動支援センターにおける指定管理者の業務は次のとおりです。

業務の詳細については、資料3「業務仕様書」のとおりとします。このほか、申請時に指定管理者から提案のあった事項についても指定管理者の行う業務となります。

なお、指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行うことが困難な一部の業務については、本市の承認を得て委託することができます。

①船橋市地域活動支援センター条例第3条及び第5条に規定する業務に関すること

#### (趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第27項に規定する地域活動支援センター(法第4条第1項に規定する精神障害者(以下「精神障害者」という。)の利用に係るものに限る。以下同じ。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (業務)

第3条 船橋市地域活動支援センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第5条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- (2) 法第77条第1項第9号に規定する地域生活支援事業
- (3) その他市長が特に必要があると認めること。

#### (指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) センターの利用の登録に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他センターの運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの

#### ②自主事業について

指定管理者自らの企画による自主的な事業(以下「自主事業等」という。)を実施してください。自主事業等とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画・実施する事業です。自主事業等は、利用者サービスの向上を図る観点から、施設の設置目的を積極的に推進するために行うものです。

現指定管理者が実施している自主事業等は、資料 5「自主的な取組み及び事業の一覧表」のとおりです。

また、指定期間開始後に自主事業等を実施する場合、事業計画書で提案したものも含めて下記のとおり事前の承認が必要となります。

- ①実施する前に本市の承認を受けてください。
- ②本市は提案された自主事業等について、施設の設置目的等を総合的に判断し、ふさわし い内容ではないと判断した場合は実施を承認しないこともあります。
- ③承認後、自主事業等によって本来業務に支障が生じていると判断した場合、本市は自主 事業等の中止、変更等を命ずる場合があります。

#### 4 施設の開館時間等

#### (1) 開館時間について

- ①平日は午前9時から午後7時まで
- ②日曜日は午前9時から午後4時まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができます。

#### (2) 休館日について

- ①土曜日
- ②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変 更することができます。

#### (3) 開館時間、休館日の変更等について

③12月29日から翌年の1月3日までの日

条例の規定により指定管理者は、必要があると認めるときは、地域住民の迷惑となる場合等を除き、市長の承認を得て開館時刻の繰り上げ、閉館時刻の繰り下げ、休館日等の変更等をすることができます。この場合、変更後の繰り上げ又は繰り下げた時刻、休館日を

規則で定めることとしており、規則の改正が必要となります。

しかし、臨時の変更の場合には規則に定めることを必要としないため、指定管理者は必要があると認めるときは、定められた様式により市長の承認を得てください。

なお、開館時間の延長、休館日の変更に伴う指定管理料の増額はいたしません。

#### 5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

ただし、本市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

#### 6 管理運営に関する経費等

船橋市地域活動支援センターの管理に要する経費は、本市が支払う指定管理料及び条例第13条に定める「利用料」及び利用者から徴収する実費相当分の料金等によって賄うこととします。

#### (1) 利用料について

一般相談支援事業及び特定相談支援事業にかかる収入は指定管理者の収入となります。 本市では今後、利用料の見直しを行う場合があります。条例で定める利用料の額等に変 更が生じた場合は、指定管理者の行う事務に変更が生じる可能性があります。この場合、 本市と指定管理者の協議により協定等の変更を行うものとします。

#### (2) 実費相当分の料金等について

実費相当分の料金等を徴収できるのは、創作的活動および生産活動で使用する食材料費、 消耗品費、並びに船橋市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 第12条第1項による、直接利用者の便益を向上させる場合のみとします。

実費相当分の料金等を徴収する場合は、実施する前に本市の承認を受けてください。

#### (3) 指定管理料について

申請者が提案する指定管理料は、次に示す参考金額以下としてください。参考金額を超えて提案を行った場合は失格となります。

#### <参考金額(指定期間全体)>

OOO円

指定管理者候補者として選定された場合、提案された金額に基づいて本市の予算の範囲 内で指定管理料について協議を行い、令和7年第4回船橋市議会定例会にて債務負担行為 の議決を得る予定です(提案のあった金額がそのまま指定管理料とはならない場合があり ます。)。

なお、本市が支払う指定管理料の支払い時期、方法等については、指定管理者と協議の うえ決定し、指定管理者と本市との間で締結する年次協定で定めるものとします。

指定管理料及び利用料で賄うべき経費は、下記に示す経費を除き、「**3 指定管理者が行う業務**」で示す業務の実施に要する一切の経費となります。

#### <本市が負担する経費>

- ア. 光熱水費(電気料、ガス料、水道料、下水道使用料)
- イ. 電話料
- ウ. 清掃に要する経費(ただし粗大ゴミや不燃ゴミの処理費用は指定管理者の負担に なります)

#### (4) 修繕について

施設、設備及び本市が貸与する物品の修繕に要する経費については、1件あたり30万円未満(見積額であって消費税等を含む。)の場合にあっては指定管理者の負担とします。1件とは、合理的な理由による修繕単位です。修繕実施後の施設、設備及び物品は本市に帰属するものとします。

なお、1 件あたり30万円未満であっても本市が加入する建物総合損害共済の適用となる場合は本市が修繕料を負担することがあります。

#### (5) 物品について

現に使用中の本市所有の物品については、指定管理者に無償で貸与します。本市所有の物品は資料6「物品一覧表」に示すとおりです。

貸与した物品が経年劣化等により管理運営業務の実施の用に供することができなくなった場合、性質又は形状を変えることなくおおむね3年以上の使用に耐える物で買い替えに係る費用が1個あたり3万円(見積額であって、消費税等を含む。)以上の物品については、原則として本市が予算の範囲内で必要に応じて購入します。また、上記以外の3万円未満の物品については原則として指定管理者の負担において購入するものとし、その所有権は指定管理者に帰属します。

指定管理者が管理運営を行う施設において指定管理者が必要と判断する物品を設置・使用する場合は、あらかじめ本市と協議のうえ、自らの経費負担により、購入することとなります。この場合、当該物品の所有権は指定管理者に帰属します。

ただし、指定管理者の負担において購入し所有権が指定管理者に帰属する物品について も、本市と指定管理者での協議の上、本市又は本市が指定するものに引き継ぐことができ るものとします。

#### (6) 事業所税について

本市は人口30万人以上の都市で、政令で指定された課税団体となっているため、市内の一定規模以上の事業所には事業所税が課税されることがあります。課税の条件や金額等、詳細につきましては、本市が発行する「事業所税の手引き」をご確認のうえ、税務部市民税課(電話:047-436-2206)までお問い合わせください。

※事業所税の手引きは以下のページよりダウンロード可能です。

https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/004/p000003.html

#### 7 リスク分担

指定期間内における主なリスクについては次の表のとおりとし、これ以外のリスクに関する対応については別途協議するものとします。

リックの紙幣	リスカの中央	リスク分担者	
リスクの種類	リスクの内容	船橋市	指定管理者
	人件費・物件費等の物価変動に伴う経費の増		0
経済情勢	上記のうち、施設の管理運営に支障をきたす	協議事項	
<b>座伊頂务</b>	経費の増		
	金利変動に伴う経費の増		$\circ$
	広く事業者一般を対象とした法制度、許認可制		
	度等の新設・変更によるリスク		
制度関連等	本施設の管理運営業務にのみ直接影響を及ぼす		
	法制度、許認可制度、税制度等の新設・変更に	$\circ$	
	よるリスク		
	税制度の新設・変更によるリスク	協議事項	
	自然災害(暴風雨、豪風雨、洪水、地震、落盤	$\cap$	
自然災害	等)に伴う、施設、設備の修復による経費		
	不可抗力に伴う業務履行不能	協議	事項
資金調達	管理運営に必要な設備投資、人員配置等に充て		$\cap$
貝亚刚庄	る資金の確保		
需要変動	需要変動による収入の減少		$\circ$
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		0

#### 8 業務評価

#### (1)業務評価について

施設の管理運営に関し、本市が定める仕様書、指定管理者が作成する事業計画書、協定 等に従い適正かつ確実に行われているか、また安定的・継続的な施設運営が行える状況に あるかなど、あらかじめ定めたサービス水準を維持し、向上に向けて業務を実施している かどうかについて、本市の定める報告書の提出のほかに、下記の方法により業務実績の評 価を実施します。

- ・本市による立ち入り調査
- ・本市が作成するモニタリングシートに基づく指定管理者による自己評価及び本市による 評価
- ・指定管理者によるアンケート等の実施
- ・その他、市の示す方法でモニタリングを行います。

上記以外の方法で、指定管理者が独自にモニタリングを実施する場合は、事業計画書により提案してください。

#### (2) 労働関係法令の遵守状況の確認について

必要に応じて労働関係法令の遵守状況について調査を行う場合があります。また、当該 調査業務を委託して実施することがあります。

#### (3) 改善指導と指示について

評価結果により、改善が必要な場合は改善に向けた指導を行います。指定管理者は指導された事項について改善計画を作成し、計画的に改善に取り組んで頂きます。改善結果が適正と認められない場合は改善措置を講じるよう指示を行います。

#### (4) 評価結果の公表について

評価結果及び改善結果については、施設内において利用者の見やすい位置に掲示していただくほか、本市ホームページにて公表します。なお、指定管理者独自で実施する評価結果についても原則公表してください。

#### (5) 指定の取消し及び業務の一時停止について

改善の指示によっても改善が見られない場合や本市の指示に従わない場合は、指定を取消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

#### 9 その他管理運営にあたっての留意事項

#### (1) 法令等の遵守について

船橋市地域活動支援センターの管理運営業務を行うにあたっては、下記に掲げる法令等を遵守してください。なお、下記に掲げる法令等が改正された場合は、改正後の内容を遵守してください。

- ①地方自治法(昭和22年法律第67号)
- ②社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- ③障害者基本法(昭和45年法律第84号)
- ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号)
- ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- ⑥船橋市地域活動支援センター条例(平成17年船橋市条例第13号)
- ⑦船橋市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年船橋市条例第65号)
- ⑧労働関係法令(労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)等)
- ⑨個人情報の保護に関する法律(平成15年法律57号)
- ⑩障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)
- ⑪船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号)
- 迎船橋市行政手続条例(平成9年船橋市条例第2号)
- ③船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)
- (4)その他管理運営に適用される法令等

#### (2) 損害賠償請求等への対応について

指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設、設備、物品等が使用に耐えなくなった場合、あるいは指定管理者の責めに帰すべき事由により、利用者に被害が及んだ場合、その他本市に損害が及んだ場合などは、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

以上のことから、指定管理者はあらかじめ業務に関する損害賠償責任保険に加入してください。

#### (3) 苦情等への対応について

指定管理者は利用者等から寄せられるさまざまな苦情や要望に十分に応えるため、マニュアルの整備や職員研修の実施等必要な体制を整えることとします。寄せられた苦情等に対して、指定管理者は施設の管理運営を行う者として誠意ある対応をしてください。

また、対応にあたっては必要に応じ本市に報告するとともに、本市の指導を受けてください。

#### (4)事故及び災害等への対応について

指定管理者は利用者が安心してサービスを受けられるよう、マニュアルの整備や職員研修の実施など、事故や事件の防止及び災害や感染症への対応における体制を整えることとします。事故等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する体制を整えることとし、原則として、対応にあたっては本市に報告するとともに、本市の指示を受けた後、指定管理者の責任において対応するものとし、緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に関する措置や施設等の保全措置及び一時的な避難者の受け入れに努めた後、速やかに報告するものとします。

また、施設の開館時間外に災害が発生した場合は速やかに施設の安全確認を行うものとします。

#### (5)職員研修の実施について

船橋市地域活動支援センターにおいて業務を実施する職員に対し、接遇、救命救急、個人情報の取り扱い、苦情解決等の研修を必要に応じて実施してください。

#### (6) 個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、管理業務の遂行に伴う個人情報 について適切に取り扱うとともに、必要な措置を講じなければなりません。また、業務上 知り得た情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用したりしてはなりません。指定期間 が終了した後も同様です。

なお、指定管理者が施設の管理を行うにあたり保有する情報の開示及び提供については、 本市の指示に従い必要な措置を講じなければなりません。

#### (7) 文書等の管理保管

指定管理者は、指定管理業務の遂行にあたり作成又は収受した文書等をその他の業務文書等とは別に管理し、適切に保存しなければなりません。

なお、これらの文書は法令等で定めるもののほか、管理業務に関する文書等について、 指定期間終了後、指定期間開始時に本市と指定管理者で締結する基本協定書等に定める期 間保存しなければなりません。

#### (8) 利用者の声の把握

指定管理者は、年1回以上利用者を対象にアンケート調査等を実施し、常に利用者のニーズの把握に努めてください。また、本市が実施するアンケートに協力してください。

#### (9) 監査等への協力

指定管理者の行う公の施設の管理業務にかかる出納その他の事務の執行については、監査委員の監査等の対象となる場合があります。その際、指定管理者は監査委員等に協力しなければなりません。

#### (10) 本市への報告等

管理業務に関して、その実態を把握するため、資料7「報告書一覧表」のとおり必要な報告書を提出してください。また、指定管理者は本市が指定管理者に行う調査や調査依頼等に協力しなければなりません。なお、本市に提出した報告書や調査結果等は開示の対象となることがあります。

#### (11)災害等発生時の対応協力について

現時点では船橋市地域防災計画では避難所等に指定されていないものの、災害等の発生 状況によっては、随時協力を求める可能性があり、公の施設であることを鑑み市の災害対 応に協力しなければなりません。なお、市の要請に基づき要した費用のうち、指定管理者 による一般的な管理業務に要する経費に含めることが適当でないと市が認めたものについ ては、原則市の負担とします。

#### (12) 障害者差別解消に係る配慮

本市においては、障害者差別解消法に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」を定めております。公の施設の管理運営を行うことに鑑み、指定管理者においても、資料21「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」に準じた対応を行うものとします。

#### (13) 救護体制の強化について

自動体外式除細動器 (AED) を使用した救命の機会を広げるため、資料22「船橋市自動体外式除細動器 (AED) の設置及び管理に関する指針」を遵守してください。

## 10 指定管理者募集に関する事項

## (1) スケジュールについて

選定及び選定後のスケジュールは下表のとおり予定しています。

内 容	期間又は期日
募集要項配布期間	令和7年6月19日(木)から
申請者説明会・現地見学会の開催	令和7年7月 3日(木)14時から
質疑受付期間	令和7年7月 4日(金)から 7月10日(木)17時まで
質疑回答予定日	令和7年7月15日(火)16時
申請期間	令和7年7月16日 (水) 9時から 8月15日 (金) 17時まで
書面審査の実施	令和7年9月中旬
書面審査の結果通知	令和7年9月下旬
面接審査の実施	令和7年10月上旬
面接審査の結果通知	令和7年10月中旬
業務引継ぎ等に関する協議開始	令和7年11月
指定議案の提出	令和7年11月下旬
協定書の協議	令和8年1月から
業務引継ぎ	令和8年1月から3月
利用者への説明会	令和8年2月
指定管理者業務開始	令和8年4月1日

## (2) 指定管理者の募集手続きについて

## ①募集要項の配布

配布期間	令和7年6月19日(木)から
配布方法	船橋市ホームページからダウンロード

## ②申請者説明会·現地見学会

	<del>-</del>	
日時場所	令和7年7月3日(木) 14時から	
	船橋市地域活動支援センター	
	(船橋市北本町1-16-55船橋市保健福祉センター内)	
参加人数	各団体2名までとします。	
申込期限	令和7年7月1日(火)(必着)	
申込方法	参加を希望される団体は事前に申請書類1「申請者説明会・現地見学会	
	申込書」に必要事項を記入の上、郵送(7月1日必着、書留郵便に限る)	
	又は電子メール(表題タイトルを「地域活動支援センター説明会・見学	
	会参加申込(○○○○←団体名を記載)」としてください)のいずれか	
	の方法により保健所保健総務課あてに申し込んでください。	
その他	説明会等に要する時間は1時間30分程度を予定しております。	
	なお、会場での募集要項等の配布は行いません。各自でご持参願います。	
	また当日は質疑回答は行いません。質疑については、説明会終了後、後	
	述「③募集要項等に関する質問」で定める方法により行ってください。	
	なお、申請を予定される団体が、本市を介さずに船橋市地域活動支援	
	センター又は現指定管理者へ直接見学を申し込むことは、ご遠慮願いま	
	<u>す</u> 。申請を予定している団体は、できるだけご参加ください。	
	また、当日は直接現地にお越しください。	

## ③募集要項等に関する質問

受付期間	令和7年7月4日(金)~7月10日(木)17時(必着)まで		
受付方法	申請書類2「質問書」に必要事項記入の上、郵送(書留郵便に限る)又		
	は電子メールにて保健所保健総務課あてに提出してください。質問書1		
	枚につき質問は一つ限りとします(電子メールでの提出で、質問が複数		
	ある場合は、同一ブック内に複数シートを作成してください)。電話・口		
	頭・FAX による質問は受け付けませんのでご了承ください。質問される		
	際には質問意図を明確にし、曖昧な質問とならないよう注意してくださ		
	٧٠°		
	質問受付期間前に必要となる事項に関する質問(例 説明会参加申込書		
	の記入方法に関する質問)につきましては、随時電話等にて受付いたし		
	ます。		
回答方法	回答できる全質問に対し、7月15日(火)16時に質問及びその回答		
	を本市ホームページに掲載することを予定しています。		
	なお、回答後の再質問は受け付けません。		
	回答内容によっては、募集要項の追加、変更となる場合があります。		

#### (3)申請資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消されたことがない、又は取消後3年以上経過していること
- ③ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ④ 千葉県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあっては、千葉県税を滞納してないこと
- ⑤ 船橋市税を滞納していないこと
- ⑥申請書類7「(申請時) 労働条件チェックシート」に記載する労働関係法令の規定を遵守 している者であること
- ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力 団をいう。以下同じ。)又は暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体でないこ と
- ⑧ 役員等(法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である法人その他の団体でないこと
- ⑨ 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人その他の団体でな いこと
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人その他の団体でないこと
- ① 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人その他の団体でないこと
- ② 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体でないこと

#### (4)申請の手続きについて

#### ①申請書類

申請にあたっては、次に掲げる書類を提出してください。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ア. 船橋市地域活動支援センター指定管理者指定申請書(申請書類3)
- イ. 船橋市地域活動支援センター事業計画書(申請書類4)
- ウ. 法人等概要書(申請書類5)
- エ. 定款、寄付行為、規約、その他これらに類する書類
- オ. 法人にあっては登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※作成後3か月以内のもの
- カ. 令和7年度の収支予算書及び事業計画書

- キ. 令和6年分の財務諸表(収支決算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書又はこれらに類する書類)
- ク. 誓約書(申請書類6)
- ケ. 設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの
- コ. 法人等の役員名簿(申請書類8)
- サ. 納税証明書【国税】(その3の3)
- シ. 納税証明書【県税】(その2)
- ス. 市税納付確認書(申請書類9)
- セ. 法人市民税納税証明書

#### ②提出書類の言語等

申請書類に使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量 法(平成4年法律第51号)に定める計量単位としてください。

申請書類の用紙サイズは原則A4版とします。記載方法は、原則文字サイズ11ポイント以上とし、横書き、フラットファイルに左綴じにし、1冊にまとめて提出してください。 印刷方法は片面印刷とします。必要があれば図、写真等を用いても構いません。提出書類はカラー印刷されたものでも構いませんが、選定委員の審査は白黒コピーしたもので行いますので、白黒印刷した際にも読みやすい資料となるように作成してください。

申請書類の提出部数は3部(原本1部 副本2部)です。副本については、原本である必要はありませんが、写しである場合は、原本と相違ないことを証明する旨日付、代表者名及び印とともに記載してください。

#### ③申請書類の受付

受付期間	令和7年7月16日(水)から8月15日(金)まで	
	ただし土曜日・日曜日・祝日を除きます。	
受付時間	9時から17時まで	
提出方法	船橋市保健所2階保健総務課まで持参してください。	
	なお、持参される際には事前に電話にて受付予約をしてください。	

#### ④注意事項

申請書類4「船橋市地域活動支援センター事業計画書」の作成にあたっては次の事項について注意してください。

- ○指定期間全体にわたっての内容を記載してください。
- ○法人等の名称、所在地等、申請者が特定することができる情報は一切記載しないでく ださい。
- ○手書きでの作成はご遠慮ください。
- ○既に設定された枚数 (総枚数及び各項目ごとの枚数)、枠の大きさ、余白等の設定に ついては変更をしないでください。
- ○記載にあたっては、できるだけ要点をまとめてわかりやすく記述してください。
- ○記載事項のない項目があっても削除しないでください。

#### ⑤失格事項

申請者が次に掲げる要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア. 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- イ. 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ウ. 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
- エ. 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- オ. 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- カ. 法人等の財務状況が著しく悪化していることにより5年間の指定期間中安定した業 務履行が困難であると判断される場合又はその事実が判明した場合
- キ. 指定管理料の提案額が「6管理運営に関する経費等(3)指定管理料について」で示す額を超えている場合
- ク. 申請者若しくは申請者の代理人、その他関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は指定管理者選定委員会委員・本市関係職員・現指定管理者に対し、指定管理者選定に関して接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合
- ケ. 提出された事業計画書において、募集要項等に定める内容を明らかに満たしていな い場合
- コ. その他不正行為があったと本市が認めた場合

#### ⑥申請における留意事項

ア. 申請者の名称、選定結果等

すべての申請者の名称、選定結果等については、ホームページ等で公表します。また、市議会へも、申請者のすべての名称、選定結果等は説明資料として提出されます。

イ. 申請書類等の差し替え等の禁止

提出された書類の差し替えや内容変更はできません。

ウ. 申請書類の取り扱い

提出された申請書類は理由の如何を問わず返却いたしません。また、本市は指定管理者の選定の公表等必要となる場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。事業計画書は、公表しませんが、市議会へ説明資料として提出されます。なお、提出された申請書類は、開示請求の対象となる公文書として取扱い、船橋市情報公開条例の規定に従い取り扱うことになります。

エ. 申請書の取り下げ

申請書類を提出後、倒産等の事情により、申請を辞退することが明白となった場合には速やかに申請書類11「指定管理者指定申請辞退届」を提出してください。

オ. 申請に係る費用負担

申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。また、申請書類に含まれている特許権、実用新案、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第 三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法等を使用した結果生じた 責任は、申請者の負担とします。

#### カ. その他

本事業提案申請のために申請者説明会や現地見学会等、定められた機会を除き、本市から資料の提供を行うことはありません。申請者は、本市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで申請を行ってください。また、本市が提供する資料については、申請に関る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ又は内容を提示することを禁じます。

ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ○公知となっている情報
- ○第三者により本業務に関して合法的に入手できる情報

#### 11 指定管理者候補者の審査・選定等

(1)	指定管理者選定委員会の設置について
-----	-------------------

(2) 選定委員会による審査について

(3)審査のポイントについて

## (4)評価基準

## (5)順位付けの方法

#### (6) 審査結果の通知及び公表について

選定委員会において最も優れた提案を行った法人等を選定し、その結果に基づき、市長が指定管理者候補者を選定します。なお、指定管理者候補者となった法人等の次に優れた提案を行った法人等を次順位者として選定します。ただし、申請者の行った提案が選定委員会の定める書面審査評価基準及び面接審査評価基準で定める最低基準に達しない場合は、指定管理者候補者若しくは次順位者又はその両方について選定が行われません。

指定管理者候補者及び次順位者の選定結果は、選定後速やかに申請者に書面で通知するとともに公表します。公表は、保健総務課及び行政資料室での閲覧及び写しの交付(有償)並びに本市のホームページにて行います。なお、選定委員会の会議録は、会議の公開・非公開を問わず、開示請求の対象となる公文書として取り扱い、船橋市情報公開条例の規定に従い取り扱うこととなります。

また、「10指定管理者募集に関する事項(4)申請の手続きについて⑥申請における留意事項」のとおり、すべての申請者の名称、選定結果等については、ホームページ等で公表し、市議会へも説明資料として提出されます。提出されたすべての申請書及び添付書類は、船橋市情報公開条例に規定する公文書として取り扱われることになります。

#### (7)協議の開始について

本市は、指定管理者候補者と業務の細目について協議を行います。

やむを得ない事情等により協議が成立しない場合は、市は次順位者と協議を行います。

#### (8) 指定管理者の指定について

指定管理者候補者として選定された法人等は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。なお、指定の議案は、令和7年第4回船橋市議会定例会に提出する予定です。 同議会が議決しなかった場合や否決した場合においては、指定ができません。その場合、申請者が指定管理業務を実施するために支出した費用(準備行為を含む)、提供した手法の対価等については、本市は一切補償しませんので、ご了承ください。

なお、指定管理者と指定された法人等が基本協定の締結までに申請資格を欠くこととなったとき又は失格事項に該当することとなったとき若しくは該当することが判明したときは、 指定を取り消すことがあります。指定管理者として指定された法人等の責めに帰すべき事由 により指定を取消し、又は指定を行わなかった場合、本市に生じた損害は指定管理者として 指定された法人等が賠償するものとします。

#### (9) 指定相談事業所の指定申請について

指定管理者は、指定を受けた後、業務開始までに指定相談事業所としての指定を受けてください。

#### (10) 次順位者の取り扱いについて

何らかの事由により、指定管理者の指定が取り消される場合、本市は指定管理者選定時に 次順位者となった法人等を次期指定管理者候補として協議を開始します。協議が整った場合、 市議会へ指定の議案を提出します。この場合の指定期間は、指定管理者として指定される日 から令和13年3月31日までとします。

#### 12 指定管理者との協定の締結

本市は、指定管理者として指定された法人等と業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づいて基本協定を締結します。基本協定の内容は、募集要項、業務仕様書のほか、指定管理者からの提案事項(事業計画書の記載事項、プレゼンテーション及びヒアリングの内容)をもとに作成するものとします。ただし、本市は指定管理者からの提案事項であっても、必要に応じて実施しない事項を定めることができるものとします。指定期間開始時に指定期間全体に関する基本協定を締結するほか、指定期間内の年度毎に年次協定を締結します。

この場合、指定管理者として指定された法人等が、正当な理由なくして基本協定又は年次協定(以下「協定等」という。)の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。また、指定管理者候補者又は指定管理者が協定等の締結までに「13 指定の取消し等」の(1)から(3)の各事項に該当する場合は、指定管理者の指定を行わない、又は協定等を締結しないことがあります。

#### 13 指定の取消し等

下記の場合等にあっては、本市は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。取消しの場合は、次期指定管理者が円滑に、かつ支障なく業務を遂行できるよう、後述「14(2)指定終了時の引継ぎについて」のとおり、十分な引継ぎをするものとします。

#### (1) 指定管理者による管理業務が不適切と認められる場合

指定管理者が、本市の指示に従わない場合、関係法令、条例、規則、協定等に違反する場合や指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理業務を継続することが不適切であると認められる場合は、本市は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。

#### (2) 指定管理者からの協議による場合

指定管理者が、経営悪化等により船橋市地域活動支援センターの管理運営の継続が困難 となった場合、本市と指定管理者で協議を行い、指定管理者による管理業務の継続が困難 であると本市が認める場合は、本市は指定を取り消すことができるものとします。

なお、この場合の協議は、指定の取消しを受けようとする少なくとも6か月前までには 開始するものとし、管理業務の引継ぎについては、本市又は本市の指定する者に対し、本 市の指定する方法により行わなければなりません。

#### (3) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等、本市及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由による場合は、事業の継続について本市と指定管理者の間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難と判断した場合は、本市は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部を停止することができるものとします。

#### (4) 指定取消し等にかかる損害賠償について

上記(1)及び(2)の事由により指定管理者の指定が取消し又は期間を定めて指定管理業務

の全部又は一部が停止となった場合は、指定管理者は本市に生じた損害を賠償しなければ なりません。また、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても本市はその責めを負い ません。

#### 14 業務の引継ぎ

#### (1) 指定開始前の引継ぎについて

指定期間開始前の令和8年1月から3月までの間に、指定を受けた船橋市地域活動支援 センターの現指定管理者から業務に関する引継ぎを受けるものとします。

引継ぎにあたっては、現指定管理者と十分に協議を行い、引継ぎ計画書を作成し、本市 に提出してください。また、現在、勤務している職員から継続雇用の希望があった場合に は、継続雇用について検討するよう配慮してください。

なお、引継ぎは令和8年4月から業務を行うこととなる職員(責任者候補、各業務担当者)を対象に、本市及び現指定管理者と協議のうえ、令和8年1月から実地にて実施する予定です。

また、令和8年2月中に船橋市地域活動支援センターにおいて、利用者に対する説明会 を実施します。当該説明会には必ず業務の責任者候補(施設長又は施設長代理予定者)が 出席してください。

#### (2) 指定終了時の引継ぎについて

指定期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、速やかに施設を指定期間開始前の状態に復するとともに、業務に関し次期指定管理者又は本市に引継ぎを行うものとします。業務の引継ぎは、必要な資料等を引き継ぐとともに、引継ぎ計画書を作成し、次期指定管理者又は本市と十分な事務引継ぎを行うこととします。

#### (3) 引継ぎに要する費用について

指定管理者に選定された法人等が業務引継ぎ等に要する費用は、すべて同法人等の負担とします。

#### 15 問合せ先及び申請書類提出先

〒273-0856 船橋市北本町1-16-55

船橋市保健所保健総務課精神保健福祉係

電 話 047-409-2859

F A X 047-409-3592

電子メール ho-somu@city.funabashi.lg.jp